



犬を飼っている皆さまへ

引っ越しの際は、犬の登録住所の変更もお願いします！

こんなときは届出が必要です

- ✓ 犬と一緒に引っ越した
- ✓ 飼い主の住所が変わった
- ✓ 市外から東広島市へ転入した
- ✓ 市内で住所が変わった

犬の所在地や飼い主情報に変更があった場合は、届出が必要です。狂犬病予防注射のお知らせや迷子の際の連絡のため、登録情報を最新の状態にしておきましょう。

なぜ手続きが必要なの？

① 狂犬病予防注射のお知らせをお届けするため

犬の飼い主には、年に 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。正確な住所が登録されていなければ、注射のお知らせをお届けできません。

② 迷子になったときに飼い主を見つけるため

犬鑑札や登録情報は、飼い主を探す大切な手がかりです。

③ 災害時にペットを守るため

正しい登録情報は、災害時の支援や同行避難にも役立ちます。

手続きは簡単です

◆東広島市内へ引っ越した場合

住所変更の届出をしてください。

◆他市町村から東広島市へ転入した場合

前住所地で交付された犬鑑札をお持ちください。



※マイクロチップを装着している犬を飼っている方へ

環境省の犬猫マイクロチップ情報登録サイトの住所変更手続きも必要です。

◆犬が亡くなったら

犬が亡くなった場合も届出が必要です。



登録内容の正しい管理は、飼い主、犬、地域全体の安心な暮らしにつながります。ご協力をお願いします。



引っ越したら、人も犬も住所変更を





引っ越したら、人も犬も住所変更を

Q. 転居届を出したら犬も変更されますか？

A. 自動では変更されません。

Q. 手続きには何が必要ですか？

A. 生活衛生課へお問い合わせください。市ホームページでも確認いただけます。

Q. 犬が亡くなった場合は？

A. 死亡届を提出してください。

Q. 電子申請できますか？

A. 死亡手続き及び、市内への引っ越し手続きは可能です。

他市町村からの転入手続きは窓口をお願いします。その際に、前住所地で交付された犬鑑札をお持ちください。

◆電子申請はこちらから

変更届



死亡届



スマホで手続きが可能です



変更届を忘れやすいケース

- ✓ 東広島市内で引っ越した
- ✓ 市外に引っ越した
- ✓ 飼い主が変わった
- ✓ 氏名が変わった
- ✓ 犬が亡くなった

このような場合は届出が必要です



よくある勘違い

- ✗ 住民票を移したので、犬の住所も変更されていると思っていた
→ 犬の登録情報は自動では変更されません。
- ✗ 市内での引っ越しだから届出は不要だと思っていた
→ 市内転居でも住所変更届が必要です。
- ✗ マイクロチップを入れているから市への届出は不要だと思っていた
→ マイクロチップ情報の変更手続き及び市への届出が必要です。
- ✗ 犬が亡くなったけれど手続きは不要だと思っていた
→ 死亡届の提出をお願いします。

<お問合せ>

東広島市 生活環境部 生活衛生課
電話：082-422-1048